

介護事業者に対する運営指導等の実績について
(令和5年度)

1 目 的

市が事業者指定の権限を有する居宅介護支援事業者及び地域密着型サービス事業者に対して、介護保険法第23条の規定に基づき指導等を行うことにより、サービスの質の確保と保険給付の適正化を図ることを目的に実施する。

なお、運営指導は、事業者指定期間内（6年間）で1回実施する。

2 実地指導等の内容及び結果

(1) 居宅介護支援事業者

ア 集団指導

目 的 関係法令及び良質な事業展開のために必要な情報等の提供

実施期間 令和5年6月15日から6月30日まで

実施方法 YouTubeによる動画配信

対 象 者 市内居宅介護支援事業所

イ 運営指導

目 的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和5年12月18日	木漏れ日はる	概ね適正
令和5年12月20日	はるかぜ居宅介護支援事業所	概ね適正

(2) 介護予防支援事業所

ア 運営指導

目 的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和5年5月29日	地域包括支援センターぺんぎん	概ね適正

(3) 地域密着型サービス事業者

ア 集団指導

目 的 関係法令及び良質な事業展開のために必要な情報等の提供

実施期間 令和5年6月30日から7月15日まで

実施方法 YouTube による動画配信

対 象 者 市内（看護）小規模多機能型居宅介護事業所

イ 運営指導

目 的 指定基準及び介護報酬算定基準等の確認

実施日	事業所名	指導の結果
令和5年8月23日	通所介護ステーション通楽鶴ヶ島	概ね適正
令和5年8月24日	デイサービス CoCoRo 鶴ヶ島	概ね適正
令和5年9月20日	まごころの家＊あゆみ脚折	概ね適正
令和5年10月23日	まごころの家＊あゆみ藤金	概ね適正